

令和8年度 試験問題（午後の部）

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が140点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆(B又はHB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
- (12) 解答に当たり適用すべき法令等は、令和8年4月1日(水曜日)現在において施行されているもの(同日が施行日とされているものを含む。)とします。

第1問 共同訴訟に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地の共有者の一人が、当該土地が自己の所有に属すると主張する第三者に対し、当該土地の共有持分権を有することの確認を求める訴えに係る訴訟には、当該土地の共有者全員が当事者として関与しなければならない。

イ 遺産確認の訴えに係る訴訟には、共同相続人全員が当事者として関与しなければならない。

ウ 必要的共同訴訟において、請求原因事実について、共同被告の一人がこれを認める旨の陳述をし、他の共同被告がこれを否認しているときは、当該請求原因事実についての自白は、これを認める旨の陳述をした共同被告との関係においても、成立しない。

エ 固有必要的共同訴訟において、共同被告の一人に対する訴えを取り下げた場合には、当該共同被告の一人に対して訴えの取下げの効力が生ずる。

オ 必要的共同訴訟における控訴期間は、全ての共同訴訟人につき、共同訴訟人に対する判決書の送達日のうち最も遅い日から進行する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第2問 訴訟要件に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 訴訟の係属中に、原告と被告との間で原告が当該訴訟に係る訴えを取り下げる旨の合意が裁判外で成立した場合には、当該訴えは、権利保護の利益を欠く。

イ 動産の引渡しを求める訴えは、当該引渡しが執行不能になった場合における履行に代わる損害賠償の請求を併合して提起することができる。

ウ 原告が被告に対して金銭債権について債務不存在確認の訴えを提起した後に、当該被告が当該原告に対して当該金銭債権に基づきその全額の支払を求める反訴を提起した場合には、当該債務不存在確認の訴えは、確認の利益を欠く。

エ 土地の賃借人が賃貸人に対して賃借権に基づき当該土地の引渡しを求める訴えを提起し、当該訴えに係る訴訟が係属している場合においては、賃貸人が賃借権の存否を争っているときであっても、賃借人が賃貸人に対して賃借権の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

オ 遺言が無効であることの確認を求める訴えは、過去の法律行為の確認を求めるものであるため、確認の利益を欠く。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第3問 文書提出命令に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、拳証者が文書の所持者に対してその閲覧を求めることができる場合において、証拠調べの必要性を欠くときは、文書提出命令の申立てを却下することができる。

イ 裁判所は、文書が専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていないものである場合には、開示によって当該文書の所持者に看過し難い不利益が生じないときであっても、当該文書の提出を命ずることができない。

ウ 裁判所は、文書が刑事事件に係る訴訟に関する書類に該当する場合において、当該文書が拳証者と当該文書を所持している保管者との間の法律関係について作成されたものであり、当該保管者が当該文書の提出を拒否することがその裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものであると認められるときは、当該文書の提出を命ずることができる。

エ 第三者に対して文書提出命令がされた場合には、当該第三者は、即時抗告をすることができない。

オ 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させた場合には、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第4問 既判力に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 売買契約による所有権移転を請求原因とする売買の目的物の所有権の確認を求める訴訟において、売主である被告が買主である原告に対して詐欺を理由とする契約の取消権を行使することができたがこれを行行使しないまま口頭弁論が終結し、請求認容の判決が確定したときであっても、当該売主は、その後の当該買主に対して当該売買の目的物の返還を求める訴訟において、当該取消権を行使して、所有権の存否を争うことができる。

イ 訴えを却下する判決は、当該判決において訴えが不適法である理由とされた訴訟要件の欠缺について、既判力を有しない。

ウ 訴訟の原告であった者が、当該訴訟の確定判決に基づく強制執行を申し立て、当該訴訟の被告であった者に対する強制執行が行われた場合において、その確定判決の成立過程において、原告が被告の権利を害する意図の下に、被告が訴訟手続に参与することを妨げ、その結果本来あるべきではない内容の確定判決を取得したときは、その強制執行により損害を被った当該被告であった者は、当該原告であった者を被告とする訴えにより、不法行為による損害賠償請求をすることができる。

エ 土地の賃貸人が、当該土地上に建物を所有する当該土地の賃借人に対し、建物収去土地明渡しを請求する訴えを提起し、当該賃借人が建物買取請求権を行使しないまま建物収去土地明渡しの請求を認容する判決が確定した。その後、当該賃借人が当該賃貸人を被告としてその確定判決による強制執行の不許を求める請求異議の訴えを提起した場合には、当該賃借人は、判決確定後に当該建物について建物買取請求権を行使したことを異議の事由として主張することができない。

オ 建物の借賃増減請求により増減された賃料額の確認を求める訴訟の確定判決は、原告が特定の期間の賃料額について確認を求めていると認められる特段の事情のない限り、前提である借賃増減請求の効果が生じた時点の賃料額に係る判断について既判力を有する。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第5問 控訴に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 原告が被告に対して売買代金請求及び貸金返還請求をした訴訟において、当該売買代金請求については棄却し、当該貸金返還請求については認容する判決がされた後に、当該判決に対して被告のみが控訴をしたときは、当該訴訟のうち当該売買代金請求に係る部分は控訴審に移審しない。

イ 請求棄却の判決を求めていた被告は、原告の訴えを却下した第一審判決に対し、第一審判決を取り消して請求を棄却する旨の判決を求める旨の控訴をすることができる。

ウ 第一審において原告の請求を全部認容する判決がされた後に、当該判決に対して被告のみが第一審判決を取り消して請求を棄却する旨の判決を求めて控訴をしたときは、被控訴人（第一審原告）は、自らの請求の拡張をするための附帯控訴をすることができない。

エ 控訴が不適法でその不備を補正することができない場合において、控訴裁判所が判決で当該控訴を却下するときは、口頭弁論を経ることを要しない。

オ 当事者双方が、控訴審の口頭弁論又は弁論準備手続の期日に出頭しなかった場合において、法定の期間内に期日指定の申立てをしないときは、控訴の取下げがあったものとみなされる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第6問 民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 仮差押命令は、債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、発することができない。

イ 仮処分命令においては、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものである場合であっても、仮処分の執行の停止を得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めることはできない。

ウ 土地に対する仮差押えの執行は、強制管理の方法によってすることができる。

エ 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

オ 仮処分命令が発せられた後に、債権者がその本案訴訟の第一審において敗訴の判決を受け、債務者が当該仮処分命令を発した裁判所に事情の変更による保全取消しを申し立てた場合において、裁判所は、当該第一審の判決が上級審において取り消されるおそれがないと判断するときは、当該仮処分命令を取り消すことができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第7問 民事執行に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 執行証書が書面をもって作成されている場合には、当該執行証書についての執行文は、申立てにより、当該執行証書の原本を保存する公証人が付与する。

イ 執行文は、執行文の付された債務名義の正本が滅失したときであっても、再度付与することができない。

ウ 免責許可の決定が確定した債務者に対して確定した破産債権を有する債権者は、当該破産債権が非免責債権に該当するときは、当該破産債権が記載された破産債権者表について執行文付与の訴えを提起することができる。

エ 担保を立てて仮執行をすることができる旨の宣言を付した判決による強制執行は、債権者が担保を立てたことを証する文書を提出したときに限り、開始することができる。

オ 執行文の付与の申立てに関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てを却下した裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第8問 司法書士又は司法書士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとする場合には、現に所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に対し、所属する司法書士会の変更の登録の申請をしなければならない。

イ 司法書士の登録を受けている者が兼業している土地家屋調査士の業務を懲戒処分により禁止された場合には、日本司法書士会連合会は、その者の司法書士の登録を取り消さなければならない。

ウ 法務大臣は、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士法人に対する懲戒処分をする場合には、当該司法書士法人の取り扱う業務のうちの簡裁訴訟代理等関係業務のみを対象としてその業務を停止する処分をすることができる。

エ 司法書士法人は、その社員に簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けた司法書士がいない場合であっても、その使用人に当該認定を受けた司法書士がいるときは、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる。

オ 司法書士法人は、定款に別段の定めがない場合には、総社員の同意がなければ定款の変更をすることができない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第9問 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権者が弁済を受領することができない場合において、弁済者が債権者のために弁済の目的物を供託したときは、その債権は、債権者がその供託物の還付を受けた時に消滅する。

イ 債務者は、債権者の反対給付を受けて弁済をすべき場合には、債権者からその反対給付を受ける前であっても、供託書にその反対給付の内容を記載して、その債務について供託をすることができる。

ウ 弁済者は、供託によって質権が消滅した場合であっても、債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、供託物を取り戻すことができる。

エ 賃料の支払日が「毎月末日まで」とされている建物の賃貸借契約において、賃借人が令和8年6月15日に同月分の賃料につき弁済の提供をしたものの、賃貸人がその受領を拒んだときは、賃借人は、同月分の賃料につき、受領拒絶を原因とする弁済供託をすることができる。

オ 譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡された場合において、その債権の全額に相当する金銭を供託した債務者は、譲渡人に供託の通知をすることを要しない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第10問 執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時までに、Dを差押債権者とする差押命令（差押金額30万円）の送達を受けたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

イ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時までに、Dを仮差押債権者とする仮差押命令（仮差押金額50万円）の送達を受けたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

ウ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから強制執行による差押え（差押金額60万円）がされた後、Cが提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時までに、D税務署長からの滞納処分による差押え（差押金額50万円）がされたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

エ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから仮差押え（仮差押金額60万円）の執行がされた後、Dを仮差押債権者とする仮差押命令（仮差押金額50万円）の送達を受けたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

オ AがBに対して有する100万円の金銭債権につき、Cから仮差押え（仮差押金額60万円）の執行がされた後、D税務署長からの滞納処分による差押え（差押金額50万円）がされたときは、Bは、当該金銭債権の全額に相当する100万円を供託しなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第11問 供託物等の払渡請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、
後記1から5までのうち、どれか。

ア 供託物の払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードによってその者が本人であることを確認することができ、かつ、その写しを添付したときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。

イ 弁済供託の被供託者が供託を受諾しないことを理由として供託者が供託物の取戻しを請求するときは、供託物払渡請求書に被供託者が供託を受諾しなかったことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 登記されている支配人が代理人として供託物の払渡しを請求するときは、供託物払渡請求書に代理人の権限を証する書面を添付しなければならない。

エ 電子情報処理組織を使用して供託金の払渡しを請求するときは、申請書情報に電子署名を行うことを要しない。

オ 弁済供託においては、元金の払渡しに先立って供託金利息の払渡しを請求することができない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第12問 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）の手續に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例（特例方式）については、考慮しないものとする。

ア 所有権の移転の登記の電子申請をする場合における申請情報には、申請人から委任を受けた司法書士が代理人として申請する場合であっても、当該申請人が電子署名を行わなければならない。

イ 委任による代理人である司法書士が登記義務者から登記識別情報を知ることを特に許され、その提供を受けて所有権の移転の登記の電子申請をする場合には、当該司法書士が登記義務者から登記識別情報の暗号化に関する権限を委任されていることが記録された代理権限証明情報を提供することを要する。

ウ 自然人である登記権利者が所有権の移転の登記の電子申請をする場合において、当該登記権利者が署名用電子証明書を提供して申請情報に電子署名を行ったときは、当該署名用電子証明書の提供をもって、当該登記権利者の現在の住所を証する情報の提供に代えることができる。

エ 電子申請における登録免許税の納付については、これを現金で納付した上で、当該電子申請をした登記所に、その納付に係る領収証書を貼付した登録免許税納付用紙を提出する方法によることができる。

オ 所有権の移転の登記の電子申請をする場合において、登記義務者の登記識別情報を提供することができないときは、登記官がする事前通知は、電子情報処理組織を使用して送信する方法によりしなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第13問 書面申請における印鑑に関する証明書等の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記義務者の登記識別情報を提供することができないため、申請代理人である司法書士が作成した本人確認情報を提供するときは、当該本人確認情報に添付する当該司法書士が所属する司法書士会が発行した職印に関する証明書は、発行後3か月以内のものであることを要する。

イ 家庭裁判所によって選任された不在者財産管理人が、あらかじめその職務のために使用する印鑑を家庭裁判所に届け出た場合において、職務上行う所有権の移転の登記の申請に係る申請書に押印した印鑑に関する証明書として裁判所書記官が作成した当該印鑑に関する証明書を添付するときは、当該証明書は、作成後3か月以内のものであることを要する。

ウ 抵当権の設定の登記の抹消を申請する場合において、登記上の利害関係を有する転抵当権者の承諾を証する情報として当該転抵当権者が記名押印した承諾書を提供するときは、当該承諾書に添付する当該転抵当権者の印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものであることを要する。

エ 地上権の設定の登記の抹消を申請する場合において、登記義務者が登記識別情報を提供することができないときは、申請情報を記載した書面に当該登記義務者の印鑑に関する証明書を添付することを要する。

オ 取締役会設置会社が、取締役との間の利益相反取引に基づく所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として提供する当該取引の承認に係る取締役会議事録に当該議事録に押印した取締役の印鑑に関する証明書を添付したときは、当該印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第14問 登記の申請人に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有権の登記名義人であるAがその子であるBに甲土地を遺贈するとともに遺言執行者としてCを指定する旨の遺言をした場合において、Aが死亡したときは、Bは、甲土地について、当該遺言に基づき、遺贈を原因とする所有権の移転の登記を単独で申請することができる。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲建物について、Bを登記名義人とする配偶者居住権の設定の登記がされている場合において、Bが死亡し、Cが単独でBを相続したときは、死亡による消滅を登記原因とする当該配偶者居住権の登記の抹消の申請は、A及びCが共同してしなければならない。

ウ 甲土地について、乙区1番でAを、乙区2番でBを、乙区3番でCを抵当権の登記名義人とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Cの抵当権を第1順位、Aの抵当権を第3順位とする順位の変更をするときは、A及びCのみを申請人として順位の変更の登記を申請することができる。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、B及びCを根抵当権の登記名義人とする元本の確定前の根抵当権の設定の登記がされている場合において、BがCに先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、B及びCのみを申請人として根抵当権の優先の定めを登記を申請することができる。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、収用により所有権を取得した起業者である株式会社Bは、収用を登記原因とする所有権の移転の登記を単独で申請することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第15問 判決による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 表題登記のない国有地について、国に対してAへの所有権の移転の登記手続をすべきことを命ずる判決が確定した場合には、当該判決の理由中で当該土地の現在の所有者がAである旨が説示されていたとしても、Aは、自己を所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができない。

イ Aが所有権の登記名義人である甲建物について、AからBへの所有権の移転の登記手続をすべきことを命ずる判決が確定した後、AからBへの所有権の移転の登記がされる前にBがCに甲建物を贈与した場合には、Cは、当該判決に承継執行文の付与を受けて、直接AからCへの甲建物の所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ Aが所有権の登記名義人である甲建物について、和解調書にAがBに対して所有権の移転の登記手続に必要な書類を交付する旨のみが記載されている場合には、Bは、甲建物の所有権の移転の登記を単独で申請することができない。

エ Aが所有権の登記名義人である甲建物について、売買を原因とするAからBへの所有権の移転の登記手続をすべきことを命ずる判決が確定した場合において、判決の主文又は理由中に売買の日付が表示されていないときは、Bは、年月日不詳売買を登記原因及びその日付として、所有権の移転の登記を申請することができる。

オ Aが所有権の登記名義人である甲建物をAがBに売却したが、Bが所有権の移転の登記手続に協力しない場合には、Aは、Bを被告として所有権の移転の登記手続をすべきことを命ずる確定判決を得たときであっても、AからBへの甲建物の所有権の移転の登記を単独で申請することができない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第16問 所有権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、Bが自己の持分の全部をCに贈与した後にAが自己の持分を放棄した場合において、BからCへのBの持分の全部の移転の登記がされていないときは、AからCへの持分放棄を原因とするAの持分の全部の移転の登記を申請することができない。

イ AからB、BからCへと所有権の移転の登記が順次されている甲土地について、いずれの登記原因も無効である場合には、これらの所有権の移転の登記を抹消するためには、BからCへの所有権の移転の登記の抹消を申請した後、AからBへの所有権の移転の登記の抹消を申請しなければならない。

ウ 自然人であるAが所有権の登記名義人である甲土地について、国内に住所を有する自然人であるBへの所有権の移転の登記を申請する場合において、検索用情報同時申出をするときは、A及びBの双方の出生の年月日を申請情報の内容として申し出なければならない。

エ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aの相続人が子B、C及びDである場合において、B及びCがいずれもDに対して相続分を譲渡したときは、Dは、甲土地について相続を原因とするAからDへの所有権の移転の登記を単独で申請することができる。

オ Aを所有権の登記名義人とする農地である甲土地の所有権をBが時効により取得した場合において、AからBへの時効取得を原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第17問 区分建物及びその敷地についての登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、建物の区分所有等に関する法律第22条第1項ただし書の規約はないものとする。

ア 敷地権付き区分建物について、当該建物の敷地権が生ずる前にその登記原因が生じた当該建物のみを目的とする質権の設定の登記の申請をすることができる。

イ 地上権の設定の登記がされている土地について、当該地上権が敷地権である旨の登記がされたときは、敷地権の登記がされた後に締結された売買を原因とする当該土地のみを目的とする所有権の移転の登記の申請をすることができない。

ウ 区分建物の所有権の移転の登記を申請する場合において、当該建物が属する一棟の建物の名称を申請情報として提供したときは、当該建物が属する一棟の建物の構造及び床面積を申請情報として提供することを要しない。

エ 敷地権付き区分建物について、表題部所有者が申請人として所有権の保存の登記を申請する場合には、当該登記の申請情報に登記原因及びその日付を提供することを要しない。

オ 敷地権付き区分建物についてされた賃借権に関する登記には、建物のみに関する旨の付記登記がされる。

(参考)

建物の区分所有等に関する法律

第22条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第18問 地上権及び地役権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 地上権の設定の登記の申請をする場合には、地上権設定の目的をスキー場所有とする旨をその申請情報の内容とすることができる。

イ 区分地上権ではない地上権の設定の登記の申請をする場合において、当該地上権の設定契約にその対象を一筆の土地の一部分に限定する旨の定めがあるときは、当該地上権の設定範囲を当該一筆の土地の一部分とする旨をその申請情報の内容とすることができる。

ウ 一筆の土地の一部分を承役地として通行地役権を設定する旨の地役権の設定の登記の申請をする場合には、地役権図面の提供を要する。

エ 一筆の土地を要役地とし、それぞれ所有者を異にする複数の土地を承役地とする地役権の設定の登記は、一の申請情報によって申請することができる。

オ 承役地と要役地がそれぞれ一筆の土地である場合において、承役地についての地役権の登記が申請により抹消されたときは、要役地についての地役権の登記は、登記官の職権により抹消される。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第19問 賃借権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 先順位抵当権に優先する同意の登記をした賃借権の賃料が減額された場合において、当該賃借権の変更の登記を申請するときは、当該先順位抵当権者は、当該賃借権の変更の登記についての登記上の利害関係を有する第三者に当たる。

イ 賃借権の設定の登記を申請する場合において、賃貸借契約に一定の時期に賃料の前払をする旨が定められているときであっても、その旨を申請情報の内容とすることはできない。

ウ 事業用定期借地権である賃借権が譲渡された場合において、賃借権の移転の登記を申請するときは、添付情報として賃借権の譲渡契約に係る公正証書の謄本等又はこれに代わるべき裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

エ 建物の賃借権の設定の登記を申請する場合において、賃貸借契約に賃料の月額が「固定資産税評価額に1000分の3を乗じた額」と定められているときは、その旨を申請情報の内容とすることができる。

オ 建物の賃借権の設定の登記を申請する場合において、賃貸借契約に敷金が定められているときであっても、その旨を申請情報の内容とすることはできない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第20問 登記記録に次のような記録（抜粋）のある土地についての登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

権 利 部 （ 甲 区 ） （ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和2年5月12日 第2000号	原因 令和2年5月12日売買 所有者 A

権 利 部 （ 乙 区 ） （ 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	令和2年5月12日 第2001号	原因 令和2年5月12日設定 極度額 金5,000万円 債務者 A 根抵当権者 株式会社B銀行
2	地上権設定	令和4年8月25日 第5000号	原因 令和4年8月25日設定 存続期間 50年 地上権者 C株式会社
付記1号	2番地上権抵当権設定	令和4年8月25日 第5001号	原因 令和4年8月25日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金3,000万円 債務者 C株式会社 抵当権者 株式会社D銀行

ア 乙区1番の根抵当権の極度額を7,000万円とする変更の登記を申請する場合には、C株式会社の承諾を証する情報又はC株式会社に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供することを要する。

イ 乙区2番の地上権の存続期間が満了した後に、当該地上権の登記の抹消を申請する場合には、株式会社D銀行の承諾を証する情報又は株式会社D銀行に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供することを要する。

ウ 乙区2番の地上権の存続期間を40年に変更する登記を申請する場合において、株式会社D銀行の承諾を証する情報又は株式会社D銀行に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなかったときは、当該登記は付記登記によってされる。

エ 乙区2番の地上権のうち一部の持分を売買したことによる地上権の一部移転の登記を申請することはできない。

オ 乙区1番の根抵当権について、元本の確定前に株式会社B銀行を分割会社とする会

社分割があつたことを原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請する場合には、Aの承諾を証する情報又はAに対抗することができる裁判があつたことを証する情報を提供することを要しない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第21問 先取特権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産売買の先取特権の保存の登記の申請は、売買を原因とする所有権の移転の登記の申請と同時にしなければならない。

イ 敷地権の表示の登記がされた区分建物について、当該区分建物のみを目的とする不動産工事の先取特権の保存の登記を申請することができる。

ウ 所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合において、当該附属建物の工事代金債権を担保するために不動産工事の先取特権の保存の登記を申請するときは、添付情報として新築する附属建物の設計書の内容を証する情報を提供しなければならない。

エ 地上権の売買代金債権を担保するための地上権売買の先取特権の保存の登記を申請することはできない。

オ 建物を新築する場合において、当該建物の工事代金債権を担保するために不動産工事の先取特権の保存の登記を申請するときは、登記義務者の印鑑に関する証明書を提出することを要する。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第22問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権者を異にする複数の債権を担保するために、一つの契約により1個の抵当権を設定する契約を締結し、その抵当権の設定の登記を申請することができる。

イ 同一の債権の担保として同一の登記所の管轄区域内にある甲土地及び乙土地に設定された共同抵当権について、登記原因証明情報から共同抵当であることが明らかであっても、甲土地のみについて、抵当権の設定の登記を申請することができる。

ウ AのBに対する金銭消費貸借契約に基づく貸金債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記がされている場合において、AがBに対して更に別の金銭を貸し付けたときは、抵当権の債権額を増額する抵当権の変更の登記を申請することはできない。

エ Aを抵当権の登記名義人とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aが死亡した後に当該抵当権が被担保債務の弁済により消滅したときは、当該抵当権の設定の登記の抹消の前提として、相続を原因とする当該抵当権の移転の登記を申請することを要しない。

オ 抵当権の設定の登記がされている不動産の所有権を当該抵当権の登記名義人が取得した場合において、混同を原因として当該抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、申請人は、抵当権の設定の登記の際に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第23問 根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 元本の確定前の根抵当権について、根抵当権者と根抵当権設定者が極度額を増額する旨の契約を行った場合において、唯一の利害関係人の承諾がその契約の後にされたときは、極度額を増額による根抵当権の変更の登記の申請情報として提供する登記原因の日付は、当該利害関係人の承諾の日である。

イ 債務者をAとし、債権の範囲を「銀行取引」とする元本の確定前の根抵当権について、根抵当権者と根抵当権設定者が、債務者をA及びBと変更すると同時に、債権の範囲を「手形貸付取引」と変更した場合には、これらの変更を内容とする根抵当権の変更の登記は、一の申請情報によって申請することができる。

ウ 根抵当権の設定の仮登記について、当該根抵当権の元本が確定した場合には、当該根抵当権の元本確定の登記を申請することができる。

エ 甲土地について設定の登記がされた元本の確定前の根抵当権の唯一の債務者について相続が開始し、6か月以内に指定債務者の合意の登記がされなかった場合には、その後に締結された根抵当権の追加設定契約に基づき、乙土地について甲土地と共同根抵当とする根抵当権の設定の登記を申請することはできない。

オ A株式会社を吸収分割株式会社、B株式会社を吸収分割承継株式会社とする吸収分割契約において、A株式会社を根抵当権者とする元本の確定前の根抵当権の根抵当権者をB株式会社と定めたときは、当該分割契約書を提供することにより、会社分割を登記原因として、根抵当権者をB株式会社のみとする根抵当権の移転の登記を申請することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第24問 信託の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地について、受益者の定めのない信託についての所有権の移転の登記及び信託の登記を申請する場合には、信託目録に記録すべき情報として受益者の定めのない旨を提供しなければならない。

イ Aを委託者兼受益者、Bを受託者とする信託を登記原因とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、AがCに対して当該信託に係る受益権を売却した場合において、CがBに代位して受益者の変更の登記を完了したときは、Cに対して登記識別情報が通知される。

ウ Aを委託者兼受益者、Bを受託者とする信託を登記原因とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、Bが当該信託の目的に基づいて甲土地をCに売却し、甲土地が信託財産に属しないこととなった場合には、当該信託の登記の抹消の申請は、A及びBが共同してしなければならない。

エ 信託財産に属する甲土地を受託者の固有財産に属する財産とした場合において、受託者の固有財産となった旨の登記及び信託の登記の抹消を申請するときは、申請人は、所有権の登記名義人である受託者に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

オ 甲土地の所有権を自己信託の対象とした場合における当該所有権が信託財産となった旨の権利の変更の登記は、主登記によってされる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第25問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有権の登記名義人である A が甲土地を B に遺贈する旨の遺言をした場合には、A の生前に、甲土地について B への遺贈を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を申請することができる。

イ A を所有権の登記名義人とする甲土地について、A が B との間で甲土地の所有権移転の時期を売買代金の完済時とする特約の付された売買契約を締結した場合において、当該売買代金が完済されていないときは、当該売買代金の完済を停止条件とする条件付所有権移転の仮登記を申請することができる。

ウ A を所有権の登記名義人とする甲土地について、農地法所定の許可を停止条件として A から B への条件付所有権移転の仮登記がされている場合において、B が C との間で当該許可による所有権移転を停止条件とする根抵当権設定契約を締結したときは、C を根抵当権者、B を根抵当権設定者とする条件付根抵当権設定の仮登記を申請することができる。

エ A を所有権の登記名義人とする甲土地について、A が債権者 B との間で譲渡担保契約を締結し、併せて B が A に甲土地を賃貸する旨の賃貸借契約を締結した場合には、賃料の不払があったときは当該賃貸借契約を解除する旨の特約があるときであっても、当該賃料の不払を停止条件とする A から B への譲渡担保を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を申請することはできない。

オ A を所有権の登記名義人とする甲土地について、B への売買予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記がされている場合において、後日、A から B への別の売買予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を重ねて申請することはできない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第26問 不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

イ 抵当権の移転の登記の申請が却下された場合には、抵当権設定者は、当該申請を却下する処分について審査請求をすることができない。

ウ 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

エ 審査請求の取下げは、口頭ですることができる。

オ 登記官を監督する法務局又は地方法務局の長は、処分についての審査請求を理由があると認めるときは、当該登記官に相当の処分を命ずる前に、当該登記官に仮登記を命じなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第27問 登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 地役権の設定の登記の登録免許税の額は、承役地の不動産の個数1個につき1500円である。

イ 受託者の変更に伴い、信託財産に属する不動産についてする受託者であった者から新たな受託者への所有権の移転の登記については、登録免許税が課されない。

ウ 配偶者居住権の設定の仮登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の1を乗じた額である。

エ 仮登記がされた所有権移転請求権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の10を乗じた額である。

オ 地方公共団体が相続人に代位して相続を原因とする所有権の移転の登記を嘱託する場合の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第28問から第35問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第28問 商業登記における書面に押印した印鑑についての証明書に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合同会社の代表社員が法人である場合の職務執行者であって当該法人の代表者でない者が、印鑑を明らかにした書面により印鑑の提出をする場合において、当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していないときは、当該代表者が当該職務執行者の印鑑に相違ないことを保証した書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

イ 合同会社の代表社員が法人である場合の職務執行者の就任による変更の登記の申請書には、当該職務執行者が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

ウ 登記所に印鑑を提出した者がない取締役会設置会社の代表取締役の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

エ 合同会社が取締役会設置会社でない株式会社に組織変更をした場合の組織変更による株式会社の設立の登記の申請書には、取締役が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

オ 商業登記法に基づく電子証明書の発行を書面により請求する場合には、請求者が当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第29問 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当該設立が集集設立であり、定款に本店の具体的な所在場所を定めなかった場合には、その所在場所を定める創立総会議事録を添付して、設立の登記を申請することができる。

イ 当該設立が発起設立であり、定款にいわゆる変態設立事項についての定めがない場合には、設立時取締役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付することなく、設立の登記を申請することができる。

ウ 当該設立が集集設立であり、設立時募集株式について引受けが未了であるものが存する場合であっても、当該株式会社に払込み又は給付がされた財産の価額が定款に定めた設立に際して出資される財産の最低額を下回らないときは、再度引受人の募集をすることなく、設立の登記を申請することができる。

エ 当該設立が発起設立であり、定款に設立時取締役についての定めがない場合には、設立時取締役の選任について発起人の全員の同意があったことを証する書面を添付して、設立の登記を申請しなければならない。

オ 当該設立が発起設立であり、公証人による定款の認証を受ける前に設立時発行株式の引受け及び設立時取締役の選任がされ、その後に定款の認証を受けた場合には、当該定款を添付して、設立の登記を申請することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第30問 会社の本店移転の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 他の登記所の管轄区域内への本店移転の登記をした場合において、本店移転の無効を原因として当該登記の抹消の申請をするときは、新所在地における本店移転の登記の抹消の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

イ 本店の移転後その登記前に住居表示の実施に伴い本店の表示が変更した場合において、住居表示の実施により改められた本店の所在地の表示をもって本店移転の登記を申請するときは、登録免許税は課されない。

ウ 他の登記所の管轄区域内への本店移転の登記をした場合において、当該本店移転に係る株主総会の決議の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、新所在地を管轄する登記所を経由して旧所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

エ 唯一の社員が法人である合同会社が定款を変更して他の登記所の管轄区域内への本店移転をした場合における当該本店移転の登記の申請書には、当該法人の同意があったことを証する書面として、当該法人の選任した職務執行者の意思表示に係る書面を添付しなければならない。

オ 他の登記所の管轄区域内への本店移転の登記を申請した場合において、新所在地を管轄する登記所の登記官が新所在地における登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなされる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第31問 株式会社の役員等の変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役の婚姻による氏の変更の登記の申請書には、当該取締役の氏の変更を証する書面を添付しなければならない。

イ 監査役の就任の登記において、新任の監査役の本人確認証明書として、就任承諾書に記載した当該監査役の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている住民票の写しを添付することができる。

ウ 株主総会で取締役のうち1名を解任する決議がされた場合には、定款で定めた取締役の員数に満たないこととなるときであっても、当該取締役の解任による変更の登記を申請することができる。

エ 取締役が破産手続開始の決定を受けた場合には、登記原因を「資格喪失」として、当該取締役の退任の登記を申請しなければならない。

オ 唯一の取締役が死亡により退任した場合には、一時取締役の職務を行うべき者を選任した裁判所の選任決定書を添付して、当該一時取締役の職務を行うべき者の就任の登記を申請することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第32問 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株式の割当てを決定し、又は総数引受契約を承認した株主総会議事録を添付しなければならない。

イ 発行済株式の総数が1000株であり、募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が100株である場合において、当該募集株式の引受人が会社に対する600万円の金銭債権を出資したときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付しなければならない。

ウ 出資の目的が金銭のみである場合において、その全額を資本金の額に計上するときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

エ 現に種類株式を発行している種類株式発行会社において、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該募集株式の種類の種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合を除き、募集事項の決定に係る当該種類の種類株主総会議事録を添付しなければならない。

オ 出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として、内閣総理大臣の認可を受けて設置された邦銀の海外支店を払込取扱機関として、代表取締役の作成に係る当該海外支店に払い込まれた金額を証する書面に当該海外支店における口座の預金通帳の写しを合てつしたものを添付することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第33問 会社その他の法人の継続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定款で定めた存続期間の満了により解散した株式会社が当該存続期間の満了後直ちに当該株式会社を継続する旨の株主総会の決議をしたときは、解散及び清算人の登記をした後でなければ当該株式会社の継続の登記の申請をすることができない。

イ 株主総会の決議により解散した株式会社が継続の登記を申請するときは、清算人及び代表清算人に関する登記の抹消登記をも申請しなければならない。

ウ 休眠一般社団法人が、解散したものとみなされた後3年以内に一般社団法人を継続する場合には、継続の登記の申請書には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議した社員総会の議事録を添付しなければならない。

エ 一般財団法人が定款で定めた解散の事由の発生により解散した場合には、清算が終了するまで、継続を決議した評議員会の議事録を添付して継続の登記の申請をすることができる。

オ 定款で定めた存続期間の満了によって解散した合名会社が、社員の一部の同意によって継続する場合には、当該合名会社を継続することにつき同意しなかった社員について、社員の退社による変更の登記を申請しなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第34問 次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる場合に、第2欄の登記の嘱託がされるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	会社の吸収合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	吸収合併後存続する会社についての変更の登記及び吸収合併により消滅する会社についての回復の登記
イ	会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	設立の登記の抹消の登記
ウ	職務の執行停止及び職務代行者の選任の登記がされている取締役の解任の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合	職務の執行停止及び職務代行者に関する登記の抹消の登記
エ	清算終了の登記がされた株式会社に残余財産があることが判明し、裁判所が清算人を選任した場合	清算人の選任の登記
オ	特別清算開始後における清算人の解任の裁判があった場合	清算人の解任の登記

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第35問 次の対話は、特例有限会社の登記に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

司法書士：今日は特例有限会社の登記について確認します。まず、取締役が株主総会の目的である取締役の選任について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされた事項の内容が記載された株主総会の議事録を添付して、当該取締役の変更の登記を申請することができますか。

補助者：ア はい、できます。

司法書士：次に、取締役がA及びBであり、代表取締役がAである特例有限会社の取締役Bが死亡したことにより登記を申請する場合には、代表取締役に関する登記すべき事項はどのようになりますか。

補助者：イ 取締役が1名となったため抹消及びその年月日となります。

司法書士：取締役全員の解任を内容とする変更の登記の申請があり、申請権限に疑義がなく、当該登記をした場合には、登記官は一般にどのような取扱いをしますか。

補助者：ウ 登記完了後速やかに、当該特例有限会社の本店に宛ててその旨を記載した書面を郵送して連絡します。

司法書士：特例有限会社が商号の変更により通常の株式会社に移行することを停止条件として、当該特例有限会社が吸収分割承継会社となる会社分割の登記を申請することができますか。

補助者：エ いいえ、できません。

司法書士：最後に、商号の変更による通常の株式会社への移行の登記において、同時に資本金以外の登記事項を変更する場合には、当該登記事項の変更に係る登録免許税を加算する必要はありますか。

補助者：オ はい、当該変更に係る登録免許税を加算する必要があります。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第36問 以下の**設例 1** 及び**設例 2** に基づき、後記の問 1 から問 3 までに答えなさい。ただし、**設例 1** 及び**設例 2** は、相互に関連性がない独立した事例とする。

設例 1 令和 7 年12月18日、司法書士法務花子は、別紙 1－1 の登記がされている敷地権付き区分建物（以下「甲区分建物」という。）及び別紙 1－2 の登記がされている土地（以下「乙土地」という。）について、白戸公子及び白戸和夫から別紙 1－1 から別紙 4 までの書類の提示を受けて登記に関する相談を受け、後記【**事実関係**】1 から 3 までの事実を聴取し、今後申請が必要となる登記について説明した。そして、同月19日、司法書士法務花子は、甲区分建物の登記申請手続に必要な全ての書類を受領した上で、登記原因証明情報を起案し、白戸公子及び白戸和夫から、**申請が可能な全ての登記の申請手続等**について代理することの依頼を受け、甲区分建物について必要な登記の申請を行った。

問 1 司法書士法務花子が**甲区分建物**について令和 7 年12月19日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務花子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第 1 欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

令和 8 年 1 月15日、司法書士法務花子は、甲区分建物について、再度事務所を訪れた白戸公子から別紙 5 及び別紙 6 の書類の提示を受けて登記に関する相談を受け、後記【**事実関係**】4 の事実を聴取した。そして、同月16日、司法書士法務花子は、甲区分建物の登記申請手続に必要な全ての書類を受領した上で、登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員から、申請手続等について代理することの依頼を受け、甲区分建物について必要な登記の申請を行った。

問 2 司法書士法務花子が**甲区分建物**について令和 8 年 1 月16日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等及び添付情報を、司法書士法務花子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第 2 欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

設例 2 令和 8 年 6 月26日、司法書士法務花子は、別紙 7 の登記がされている土地（以下「丙土地」という。）について、小林良子から別紙 7 から別紙12までの書類の提示を受け

て登記に関する相談を受け、後記【事実関係】5から11までの事実を聴取した。そして、同年7月3日、司法書士法務花子は、丙土地の登記申請手続に必要な全ての書類を受領した上で、登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員から、申請手続等について代理することの依頼を受け、丙土地について必要な登記の申請を行った。

問3 司法書士法務花子が丙土地について令和8年7月3日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務花子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第3欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

【事実関係】

- 1 白戸公子は、白戸和夫との間の離婚協議を経て、令和7年12月14日、別紙2の離婚協議書を作成した。
- 2 白戸公子は、かねてより、甲区分建物に設定されている抵当権（以下「本件抵当権」という。）の抵当権者である株式会社ひまわり銀行に対し、白戸和夫との間で離婚協議を行っている旨を相談していたが、令和7年12月15日、株式会社ひまわり銀行に離婚協議が成立したことを報告し、株式会社ひまわり銀行から、甲区分建物の抵当権に関して必要となる手続について、説明を受けた。
- 3 白戸公子は、令和7年12月16日に杉並区役所に離婚の届出をし、これが受理された。その際、離婚後に称する氏については、離婚の際の氏である白戸を称する届出をした。
- 4 株式会社ひまわり銀行は、令和8年1月15日、本件抵当権の被担保債権の債務者を白戸公子とすること及びこれにより白戸公子が負担する債務を本件抵当権によって担保することについて、白戸公子及び白戸和夫との間で合意したことから、別紙5の免責的債務引受契約証書を作成し、白戸公子に対し、登記申請手続に必要な全ての書類を交付した。別紙6は、株式会社ひまわり銀行の履歴事項一部証明書（抜粋）である。
- 5 令和8年3月上旬、丙土地に設定されている根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）の債務者である株式会社Xの経営が悪化し、株式会社Xは、本件根抵当権に係る債務の弁済が困難となった。別紙8は、株式会社Xの履歴事項一部証明書（抜粋）である。
- 6 小林良子は株式会社Xの代表取締役である小林太郎の妻であり、丙土地の所有者である田中正子は小林太郎の妹である。

- 7 田中正子は、令和8年3月16日、株式会社X及び小林良子に本件根抵当権に係る債務の今後の弁済について相談をしたところ、小林良子は、株式会社Xに代わり株式会社Yに対する本件根抵当権に係る債務を弁済することを申し出た。株式会社Xはこれに同意した。別紙9は、株式会社Yの履歴事項一部証明書（抜粋）である。
- 8 小林良子は、令和8年4月1日、株式会社Yに対して、株式会社Xに代わって本件根抵当権に係る債務を弁済したい旨の申出を行い、同日、株式会社X、株式会社Y、小林良子及び田中正子は、本件根抵当権を小林良子に移転させることが可能であるかについて打合せを行った。
- 9 株式会社Yは、令和8年4月10日までに田中正子により本件根抵当権の元本確定請求がされ、同年6月30日までに元本確定後の債務（以下「本件債務」という。）を小林良子が全額弁済することを条件に、前記8の申出を受諾し、また、本件根抵当権の小林良子への移転にも協力する旨を表明して、当該合意内容をまとめた書面を作成した。
- 10 田中正子は、令和8年4月8日、株式会社Yに対し、別紙10の配達証明付き内容証明郵便を送付し、元本確定を請求する旨の通知をした。当該通知は、別紙11のとおり、同月9日に株式会社Yに到達した。本件債務の総額は、金3000万円であった。
- 11 株式会社Yは、令和8年6月25日、小林良子から本件債務の全額について弁済を受けたことから、同日、別紙12の代位弁済証書を作成し、小林良子に対し、登記申請手続に必要な全ての書類を交付した。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 2 **【事実関係】**は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務花子の説明内容は、全て適法である。
- 3 司法書士法務花子は、同日付けで複数の登記を申請する場合には、次の要領で登記を申請するものとする。
 - (1) 登記原因の日付が同日のものがある場合は、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。
 - (2) 一括して申請することができる場合は1件で申請することとし、申請件数及び登

録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。

- 4 本件の関係当事者間には、【**事実関係**】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体法上の権利義務関係は存在しない。
- 5 司法書士法務花子は、いずれの登記の申請においても、判決による登記申請及び債権者代位による登記申請を行っていない。
- 6 甲区分建物及び乙土地は東京法務局杉並出張所、丙土地は千葉地方法務局市川支局の管轄に属している。また、司法書士法務花子は、令和7年12月19日、令和8年1月16日及び同年7月3日のいずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。

なお、管轄登記所ごとに同じ内容の書類を提出する必要がある場合には、司法書士法務花子は、必要な通数を関係当事者から交付を受けたものとする。

- 7 司法書士法務花子が令和7年12月19日に行った登記の申請は、同月26日に完了している。
- 8 令和7年12月19日現在の甲区分建物の専有部分に係る課税標準の額は250万218円、乙土地の課税標準の額は8億円、令和8年7月3日現在の丙土地の課税標準の額は275万1212円とする。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第1欄、第2欄及び第3欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報のうち登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。
 - (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「抵当権者」、「(被承継者)」等の表示も記載する。
 - (3) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名、会社法人等番号並びに検索用情報は、記載することを要しない。
 - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合等において、登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を添付することができない理由を記載する。
 - (5) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第1欄、第2欄及び第3欄の添付情報欄に解答を記載するに当

たっては、次の要領で行うこと。

- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからツまで）を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからツまで）を記載する。
 - (3) 後記【添付情報一覧】のアからツまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のサを記載するときは、サの記号に続けて、サの括弧書きの「(何某が何建物又何土地の何区何番で通知を受けたもの)」に通知を受けた者、通知を受けた不動産及びその順位番号を補い、「サ（株式会社Xが甲区分建物の甲区1番で通知を受けたもの）」の要領で記載する。
 - (5) 後記【添付情報一覧】のシに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (6) 後記【添付情報一覧】のシ、タ、チ又はツを記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、シ、タ、チ又はツの括弧書きの「(何某)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「シ（株式会社Xのもの）」の要領で記載する。
 - (7) 【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第1欄、第2欄及び第3欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄、第2欄及び第3欄の**登記の目的欄**に「登記不要」と記載すること。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあるが、第1欄、第2欄及び第3欄の解答に当たり別紙に記載されている事項以外の事実を考慮する必要はないものとする。また、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも【**事実関係**】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登

録免許税額欄に登録免許税額（非課税である場合は、その旨）とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

- 8 第36問答案用紙の**各欄に記載する文字は字面を明確にし**、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

- ア 登記原因証明情報（別紙2及び【事実関係】3に基づき司法書士法務花子が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの）
- イ 白戸公子の住民票の写し（別紙3）
- ウ 白戸和夫の住民票の写し（別紙4）
- エ 登記原因証明情報（別紙5に基づき司法書士法務花子が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの）
- オ 登記済証（平成16年3月15日東京法務局杉並出張所受付第4000号のもの）
- カ 登記済証（平成16年3月15日東京法務局杉並出張所受付第4001号のもの）
- キ 登記原因証明情報（別紙10及び別紙11に基づき司法書士法務花子が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの）
- ク 登記原因証明情報（別紙12に基づき司法書士法務花子が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの）
- ケ 登記識別情報（平成24年11月22日千葉地方法務局市川支局受付第5000号のもの）
- コ 登記識別情報（令和4年4月4日千葉地方法務局市川支局受付第2000号のもの）
- サ 登記識別情報（何某が何建物又は何土地の何区何番で通知を受けたもの）
- シ 印鑑に関する証明書（何某のもの）
- ス 株式会社ひまわり銀行の会社法人等番号
- セ 株式会社Xの会社法人等番号
- ソ 株式会社Yの会社法人等番号
- タ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
- チ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書（何某のもの）
- ツ 本人確認情報（何某の本人確認をしたもの）

別紙 1 - 1 甲区分建物の登記事項証明書（抜粋）

専有部分の家屋番号		1-1-1 ～ 1-1-30				
表 題 部 （ 一 棟 の 建 物 の 表 示 ）		調製	【略】	所在図番号	余白	
所 在	杉並区南一丁目1番地1		余白			
建物の名称	ブリッジボード南		余白			
① 構 造		② 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建		1階	480	50	【略】	
		2階	480	50		
		3階	480	50		
		4階	480	50		
		5階	480	50		
表 題 部 （ 敷 地 権 の 目 的 で あ る 土 地 の 表 示 ）						
① 土地の符号		② 所在及び地番		③ 地目	④ 地 積 m ²	登記の日付
1	杉並区南一丁目1番1		宅地	1000	60	昭和63年12月26日

表 題 部 （ 専 有 部 分 の 建 物 の 表 示 ）			不動産番号	【略】
家屋番号	南一丁目1番1の27		余白	
建物の名称	501		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造 1階建	5階部分 76 54	昭和47年7月4日新築 〔昭和47年11月29日〕	
表 題 部 （ 敷 地 権 の 表 示 ）				
① 土地の符号	② 敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	400分の5	昭和63年12月26日敷地権 〔昭和63年12月26日〕	

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成16年3月15日 第4000号	原因 平成16年3月15日売買 共有者 東京都杉並区中町五丁目4番3号 持分2分の1 白 戸 和 夫 東京都杉並区中町五丁目4番3号 2分の1 白 戸 公 子

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成16年 3 月15日 第4001号	原因 平成16年 2 月20日金銭消費貸借平成16年 3 月15日設定 債権額 金3,000万円 利息 年 1・75% (年365日日割計算) 債務者 東京都杉並区中町五丁目 4 番 3 号 白 戸 和 夫 抵当権者 千葉県中央区大和三丁目 3 番 3 号 株式会社かずさ銀行

別紙 1 - 2 乙土地の登記事項証明書（抜粋）

表 題 部（土地の表示）		調製	【略】		不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所 在	杉並区南一丁目				余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1 番 1	宅地	1000	60		余白	

権 利 部（甲 区）（所 有 権 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
80	共有者全員持分 全部敷地権	余白	建物の表示 杉並区南一丁目 1 番地 1 一棟の建物の名称 ブリッジボード南 昭和63年12月26日登記

別紙2 離婚協議書

離 婚 協 議 書

白戸公子（昭和45年8月8日生、以下「甲」という。）及び白戸和夫（昭和40年4月4日生、以下「乙」という。）は、甲乙間の婚姻の解消（以下「本件離婚」という。）に関し、以下のとおり合意する。

第1条（離婚の合意）

甲及び乙は、協議離婚することを合意した。

第2条（離婚届）

本件離婚に関する離婚届は、本合意成立後、甲が速やかに届け出る。

第3条（財産分与）

- (1) 乙は、甲に対し、本件離婚に伴う財産分与として、後記の不動産の乙の共有持分全部を分与することとし、本件離婚に伴う財産分与を原因とする乙の共有持分全部移転の登記手続（以下「本件共有持分全部移転登記手続」という。）をする。
- (2) 前項の本件共有持分全部移転登記手続に要する一切の費用は、甲の負担とする。

第4条（金銭の支払い）

- (1) 甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、600万円の支払義務があることを認める。
- (2) 甲は、乙に対し、前項の金員を前条第1項の本件共有持分全部移転登記手続の完了後、2週間以内に乙の指定口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

第5条（清算条項）

甲及び乙は、本件離婚に関し、本協議書に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月14日

当欄には関係当事者全員が適式に
署名し、押印しているものとする。

物件の表示

当欄には、甲区分建物が記載されているものとする。

別紙 3 白戸公子の住民票の写し（抜粋）

住 民 票

東京都杉並区

世帯主	(省略)					
住所	杉並区南一丁目 1 番 1 - 501号					
1	ふりがな 氏名	しらと きみこ 白戸 公子			続柄	(省略)
	旧氏	*****	性別	生年月日	住民となった年月日	
			女	昭和45年 8 月 8 日	平成12年 4 月10日	
	前住所	杉並区中町五丁目 4 番 3 号 から 平成16年 3 月16日転居 平成16年 3 月19日届出				
	本籍	(省略)			筆頭者	(省略)
	備考					

別紙 4 白戸和夫の住民票の写し（抜粋）

住 民 票

東京都杉並区

世帯主	(省略)					
住所	杉並区南一丁目 1 番 1 - 501号					
1	ふりがな 氏名	しらと かずお 白戸 和夫			続柄	(省略)
	旧氏	*****	性別	生年月日	住民となった年月日	
			男	昭和40年 4 月 4 日	昭和40年 4 月 4 日	
	前住所	杉並区中町五丁目 4 番 3 号 から 平成16年 3 月16日転居 平成16年 3 月19日届出				
	本籍	(省略)			筆頭者	(省略)
	備考					

別紙 5 免責的債務引受契約証書（抜粋）

免責的債務引受契約証書	
令和 8 年 1 月 15 日	
千葉市中央区大和一丁目 1 番 1 号	
株式会社ひまわり銀行 御中	
(甲) 債務引受人 兼抵当権設定者	当欄には関係当事者全員が適式に署名し、押印しているものとする。
(乙) 現債務者	

第 1 条（免責的債務引受）

白戸公子（以下「甲」という）は、白戸和夫（以下「乙」という）が令和 8 年 1 月 15 日現在株式会社ひまわり銀行に対して負担している後記(ア)記載の債務を株式会社ひまわり銀行の承認を受けて免責的に引き受け、乙は本件債権債務関係から脱退しました。

第 2 条（抵当権の存続）

甲及び乙は、株式会社ひまわり銀行に対する本件債務の担保として、後記(イ)記載の抵当権を設定していましたが、甲は本契約にかかわらず、上記抵当権が存続することを認めます。

第 3 条（原契約証書等の適用）

本契約に定める事項以外は、全て各原契約の条項が適用されることを、各当事者は承認します。

記

(ア) 株式会社ひまわり銀行に対する債務の表示

平成16年 2 月 20 日付金銭消費貸借契約に係る債務
当初借入金額金3000万円也（現在借入金額金1100万円也）

(イ) 株式会社ひまわり銀行に対して設定している抵当権の表示

平成16年 3 月 15 日付東京法務局杉並出張所受付第4001号登記済
（債務者 東京都杉並区南一丁目 1 番 1 -501号 白戸和夫）

以上

物件の表示

当欄には、甲区分建物が記載されているものとする。

別紙 6 株式会社ひまわり銀行の履歴事項一部証明書（抜粋）

商 号	株式会社かずさ銀行	
	株式会社ひまわり銀行	平成18年 4 月 1 日変更
		平成18年 4 月 3 日登記
本 店	千葉市中央区大和三丁目 3 番 3 号	
	千葉市中央区大和一丁目 1 番 1 号	平成17年 6 月 1 日移転
		平成17年 6 月 1 日登記
役員に関する事項	取締役 川 上 広	令和 7 年11月20日重任
		令和 7 年11月20日登記
	千葉市中央区小山五丁目 5 番 5 号 代表取締役 川 上 広	令和 7 年11月20日重任
		令和 7 年11月20日登記

別紙 7 丙土地の登記事項証明書（抜粋）

表 題 部（土地の表示）		調製	【略】		不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白			
所 在	浦安市浜中一丁目				余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
15番30	宅地	80	60		15番 1 から分筆 〔昭和46年 6 月16日〕	

権 利 部（ 甲 区 ）（ 所 有 権 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成24年11月22日 第5000号	原因 平成24年 8 月 8 日相続 所有者 浦安市浜中一丁目 2 番 3 号 田 中 正 子

権 利 部（ 乙 区 ）（ 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 ）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	令和 4 年 4 月 4 日 第2000号	原因 令和 4 年 4 月 4 日設定 極度額 金2,700万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都北区白井二丁目 2 番 2 号 株式会社 X 根抵当権者 東京都渋谷区西九丁目 9 番 9 号 株式会社 Y

別紙 8 株式会社 X の履歴事項一部証明書（抜粋）

商 号	株式会社 X	
本 店	東京都北区白井二丁目 2 番 2 号	
会社成立の年月日	平成 3 年 4 月 12 日	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 小 林 太 郎	令和 7 年 1 月 31 日重任
		令和 7 年 2 月 1 日登記
	取締役 田 中 正 子	令和 7 年 1 月 31 日重任
		令和 7 年 2 月 1 日登記
	千葉県浦安市浜中二丁目 2 番 2 号 代表取締役 小 林 太 郎	令和 7 年 1 月 31 日重任
		令和 7 年 2 月 1 日登記
	監査役 栗 林 壮 太	令和 7 年 1 月 31 日重任
		令和 7 年 2 月 1 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

別紙 9 株式会社 Y の履歴事項一部証明書（抜粋）

商 号	株式会社 Y	
本 店	東京都渋谷区西九丁目 9 番 9 号	
会社成立の年月日	平成10年 9 月 9 日	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 水 田 大 介	令和 7 年12月25日重任
		令和 7 年12月25日登記
	東京都港区大崎九丁目 8 番 7 号 代表取締役 水 田 大 介	令和 7 年12月25日重任
		令和 7 年12月25日登記

別紙10 根抵当権元本確定請求通知書（抜粋）

元 本 確 定 通 知

令和 8 年 4 月 8 日

東京都渋谷区西九丁目 9 番 9 号

株式会社 Y 代表取締役 水 田 大 介 殿

千葉県浦安市浜中一丁目 2 番 3 号

通知人 田 中 正 子

私が所有する下記(1)記載の不動産には、株式会社 Y（以下「貴社」という。）の株式会社 X（本店東京都北区白井二丁目 2 番 2 号）に対する債権を担保するため、下記(2)記載の根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）が設定されていますが、今般、私は、民法第 398 条の 19 第 1 項に基づき、貴社に対し、本件根抵当権により担保すべき元本の確定を請求します。

以上

(1) 不動産の表示

土地

所 在	浦安市浜中一丁目	地 目	宅地
地 番	15番30	地 積	80.60㎡

(2) 根抵当権の表示

受付年月日・受付番号	令和 4 年 4 月 4 日・第2000号
原因	令和 4 年 4 月 4 日設定
極度額	金2700万円
債権の範囲	金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権
債務者	東京都北区白井二丁目 2 番 2 号 株式会社 X
根抵当権者	東京都渋谷区西九丁目 9 番 9 号 株式会社 Y

この郵便物は令和 8 年 4 月 8 日

第12345号書留内容証明郵便物として

差し出されたことを証明します。

浦安郵便局長 日付 印

日本郵便株式会社

別紙11 配達証明書（抜粋）

＊別紙10に関する証明書である。

郵便物配達証明書

受取人の 氏 名	株式会社 Y 様
引受番号	123-45-6789-0
上記の郵便物は、令和 8 年 4 月 9 日 配達したのでこれを証明します。 100-0863 東京都 渋谷 郵便局 日付印 印	

代 位 弁 済 証 書

令和 8 年 6 月 25 日

千葉県浦安市浜中二丁目 2 番 2 号

小 林 良 子 殿

東京都渋谷区西九丁目 9 番 9 号

株式会社 Y

代表取締役 水 田 大 介 印

1. 当社を根抵当権者とする後記不動産（以下「本件不動産」という。）に設定されている根抵当権（令和 4 年 4 月 4 日千葉地方法務局市川支局受付第 2000 号登記済）の元本確定後の債務（金 3000 万円）全額について、本日、債務者株式会社 X に代わり、貴殿より弁済を受け、確かに受領した。
2. 上記 1. に基づき、根抵当取引契約証書を貴殿に交付する。
3. 上記 2. と併せ、令和 4 年 4 月 4 日千葉地方法務局市川支局受付第 2000 号で、本件不動産に設定された確定後の根抵当権につき、貴殿が当社に代位することを異議なく承諾する。

以上

物 件 の 表 示

当欄には、丙土地が記載されているものとする。

第37問 司法書士大塚さくらは、令和8年4月2日に事務所を訪れた株式会社マジカルの代表者から、別紙1から別紙9までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士大塚さくらは、株式会社マジカルの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

そこで、司法書士大塚さくらは、この依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同月3日に登記の申請をしたところ、同月10日に当該登記が完了した。

また、司法書士大塚さくらは、同年7月2日に事務所を訪れた株式会社マジカルの代表者から、別紙11から別紙13までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙14のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士大塚さくらは、株式会社マジカルの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

そこで、司法書士大塚さくらは、この依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同月3日に登記の申請をした。

以上に基づき、次の問1から問6までに答えなさい。

問1 別紙1の商号区中の※に入る用語を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 令和8年4月3日に司法書士大塚さくらが申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき**登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数**を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 問2の登記の申請書において、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を添付する場合には、その記載すべき**株主の氏名又は名称及び議決権数**を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。なお、記載する株主は、法令が定める最小限の範囲とし、議決権数の多い順とする。ただし、問2の登記の申請書に株主リストを添付する必要がある場合には、第37問答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。

問4 令和8年7月3日に司法書士大塚さくらが申請した登記のうち、当該登記の申請

書に記載すべき**登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数**を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問5 問4の登記の申請書において、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を添付する場合には、その記載すべき**株主の氏名又は名称及び議決権数**を第37問答案用紙の第5欄に記載しなさい。なお、記載する株主は、法令が定める最小限の範囲とし、議決権数の多い順とする。ただし、問4の登記の申請書に株主リストを添付する必要がある場合には、第37問答案用紙の第5欄に「なし」と記載しなさい。

問6 令和8年4月2日及び同年7月2日に司法書士大塚さくらが株式会社マジカルの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、**登記することができない事項（法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。）**がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第6欄に記載しなさい。ただし、登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第6欄に「なし」と記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、別段の記載がない限り、所要の記名・押印がされている。
- 2 被選任者及び被選定者の就任承諾は、別紙1から別紙14までに現れている以外には、選任され、又は選定された日に適法に得られ、その旨の書面が被選任者及び被選定者ごとに調えられている。
- 3 別紙中、（略）と記載されている部分及び記載が省略されている部分には、いずれも有効な記載があるものとする。
- 4 AからKまでの記号で表示されている者は、いずれも自然人であって、同じ記号の者が各々同一人物である。
- 5 株式会社マジカルの定款については、令和8年3月23日以降、同日及び同年6月29日の各決議以外に変更の決議はされていない。
- 6 株式会社マジカルの株主名簿には、別紙1から別紙14までに現れている以外には、株主及びその有する株式数に変動はない。なお、株主及びその有する株式数に変動が

ある場合には、その旨が株主名簿に適法に反映されている。

- 7 株式会社マジカルの新株予約権原簿には、別紙1から別紙14までに現れている以外には、新株予約権者及びその有する新株予約権数に変動はない。なお、新株予約権者及びその有する新株予約権数に変動がある場合には、その旨が新株予約権原簿に適法に反映されている。
- 8 株式会社マジカルは、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはない。
- 9 日刊商業新聞は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である。
- 10 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出は、適式にされている。
- 11 第37問答案用紙の第2欄及び第4欄の【添付書面の名称及び通数】についての解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面を記載する場合には、「株主リスト」と記載することができる。
 - (2) 就任承諾を証する書面を記載する場合には、資格及び氏名を記載せず、「就任承諾書 ●通」と記載することができる。
 - (3) 他の書面を援用することができる場合であっても、これを援用しない。
- 12 代表取締役等住所非表示措置については、考慮しないものとする。
- 13 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。
- 14 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 15 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。
- 16 第37問答案用紙の各欄に記載する文字は字面を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和 8 年 4 月 2 日聴取時点の株式会社マジカルに係る履歴事項全部証明書における登記簿に記録されている事項】

※	(略)	
商 号	株式会社マジカル	
本 店	茨城県水戸市水戸一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	日刊商業新聞に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成19年 3 月 1 日	
目 的	(1) 有料職業紹介事業 (2) 経営コンサルティング (3) 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	1 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 990株	
資本金の額	金 2 億円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成28年12月20日重任
	取締役 B	平成28年12月20日重任
	取締役 C	平成28年12月20日重任
	取締役 D	令和 7 年12月 1 日就任 令和 7 年12月 8 日登記
	茨城県牛久市牛久100番地 代表取締役 A	平成28年12月20日重任
	監査役 J	令和 5 年12月22日重任
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	

支 店	1 埼玉県春日部市春日部一丁目1番1号
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 100株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を 要しないとする旨 1個当たり金5万円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算 定方法 1個当たり金10万円 新株予約権を行使することができる期間 令和2年7月1日から令和8年6月30日まで 新株予約権の行使の条件 なし 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 なし
取締役会設置会社に関 する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関す る事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	令和6年6月3日埼玉県草加市谷塚三丁目1番1号から本店移転 令和6年6月10日登記

別紙 2

【令和 8 年 3 月 23 日現在の株式会社マジカルの定款全文】

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社マジカルと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 有料職業紹介事業
- (2) 経営コンサルティング
- (3) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、日刊商業新聞に掲載してする。

(機関)

第 5 条 当社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する。

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

2 前項の承認機関は、取締役会とする。

(株主総会の招集)

第 8 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(役員の数)

第9条 当社の取締役は3名以上5名以内、監査役は1名以上2名以内とする。

(役員の任期)

第10条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役の選定)

第11条 当社の代表取締役は、取締役会又は株主総会の決議により選定する。

(事業年度)

第12条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

別紙 3

【令和 8 年 3 月23日現在の株式会社マジカルの株主名簿】

氏名又は名称	住所	株式の数	株式を取得した日
A	茨城県牛久市牛久100番地	550株	平成19年 3 月 1 日
F	茨城県日立市日立一丁目 1 番 1 号	200株	平成19年 3 月 1 日
G	茨城県ひたちなか市勝田 1 番 1 号	100株	平成24年 7 月 7 日
H	茨城県東茨城郡大洗町大洗 1 番地	50株	令和 2 年 7 月 6 日
株式会社マジカル	茨城県水戸市水戸一丁目 1 番 1 号	90株	令和 7 年 9 月 1 日

別紙 4

【令和 8 年 3 月26日現在の株式会社マジカルの新株予約権原簿】

氏名又は名称	住所	新株予約権の 内容及び数	新株予約権を 取得した日
株式会社マジカル	茨城県水戸市水戸一丁目 1 番 1 号	第 1 回新株予約権 100個	令和 7 年 12月31日

別紙 5

【令和 8 年 2 月 20 日掲載の日刊商業新聞】

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億九千九百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 日刊商業新聞
掲載の日付 令和八年一月三十日
掲載頁 十頁
令和八年二月二十日
茨城県水戸市水戸一丁目一番一号
株式会社マジカル
代表取締役 A

別紙 6

【令和 8 年 2 月 20 日発送の催告書】

令和 8 年 2 月 20 日	
債権者各位	
	茨城県水戸市水戸一丁目 1 番 1 号 株式会社マジカル 代表取締役 A
催告書	
当社は、資本金の額を 1 億 9900 万円減少することにいたしました。	
つきましては、これに対して異議がございましたら、令和 8 年 3 月 27 日までにその旨をお申し出下さるよう催告いたします。	
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	
掲載紙 日刊商業新聞	
掲載の日付 令和 8 年 1 月 30 日	
掲載頁 10 頁	

【令和 8 年 3 月 23 日開催の株式会社マジカルの臨時株主総会における議事の概要】

〔決議事項〕

第 1 号議案 資本金の額の減少の件

次のとおり、資本金の額を減少することが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

- (1) 減少する資本金の額 金 1 億 9900 万円
- (2) 効力発生日 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更をすることが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

(下線部は変更部分)

現行	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>有料職業紹介事業</u> (2) 経営コンサルティング (3) 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>セミナーの企画及び実施</u> (2) 経営コンサルティング (3) 前各号に附帯する一切の事業

第 3 号議案 代表取締役の選定の件

次のとおり、代表取締役を選定することが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

茨城県下妻市下妻100番地
代表取締役 D

別紙 8

【株式会社マジカルの取締役会に関する提案書】

令和 8 年 3 月 26 日

取締役各位

茨城県水戸市水戸一丁目 1 番 1 号

株式会社マジカル

代表取締役 A

取締役会に関する提案書

以下のとおり、取締役会の決議の目的である事項について提案いたしますので、ご検討いただき、添付の同意書にご記入のうえ、令和 8 年 3 月 31 日までにご返送ください。

目的事項（決議事項）

第 1 号議案 新株予約権の消却の件

次のとおり、新株予約権を消却する。

- (1) 新株予約権の名称 第 1 回新株予約権
- (2) 新株予約権の数 100 個
- (3) 効力発生日 令和 8 年 3 月 31 日

別紙 9

【別紙 8 の提案に係る取締役会の議事録の抜粋】

第 1 号議案 新株予約権の消却の件

次のとおり、新株予約権を消却する。

- (1) 新株予約権の名称 第 1 回新株予約権
- (2) 新株予約権の数 100 個
- (3) 効力発生日 令和 8 年 3 月 31 日

別紙10

【司法書士大塚さくらの聴取記録（令和８年４月２日）】

- 1 別紙６の催告書は、令和８年２月20日に、代表取締役Aが知っている債権者の全員に対して各別に発し、同月21日までに、知っている債権者の全員に到達している。
- 2 別紙５に係る公告及び別紙６に係る催告を行った結果、資本金の額の減少について異議を述べた債権者はいなかった。
- 3 株式会社マジカルは、設立以来、令和８年４月２日に至るまで、事業年度に係る定款変更及び日刊商業新聞に掲載する方法以外の方法による公告を行ったことがない。
- 4 別紙７の株主総会には、Fを除き、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員のほか、取締役全員が出席し、当該株主総会の議事録に押印されている印鑑は、Aについては登記所に提出されている印鑑であり、その他の取締役全員については市町村に登録されていない印鑑である。
- 5 別紙８の提案書は、令和８年３月26日に、代表取締役Aが取締役全員に対して発したものであり、同月31日までに、取締役全員から、市町村に登録されていない印鑑で押印された、別紙８の提案書の内容に同意する旨の同意書が提出されている。
- 6 別紙９は、別紙８の提案書に係る同意書に基づいて作成した取締役会の議事録の抜粋であり、当該議事録に押印されている印鑑は、Aの登記所に提出されている印鑑のみである。
- 7 代表取締役Aの住民票の写しが提示され、当該住民票の写しには、前住所として「茨城県牛久市牛久100番地」、住所として「茨城県土浦市土浦一丁目１番１号」、住民となった年月日として「令和８年３月25日」、届出をした年月日として「令和８年３月26日」の記載がある。

【令和8年5月1日開催の株式会社マジカル取締役会における議事の概要】

第1号議案 株式の譲渡承認の件

次のとおり、当会社の株式の譲渡承認をすることが諮られ、Cを除く出席取締役全員の一致をもって可決承認した。なお、Aは、特別の利害関係を有する取締役として、第1号議案の議決に参加していない。

- (1) 譲渡人 A
- (2) 譲受人 I
- (3) 株式数 50株
- (4) 譲渡日 令和8年4月20日

第2号議案 支店移転の件

次のとおり、当会社の支店の移転をすることが諮られ、出席取締役全員の一致をもって可決承認した。

- (1) 移転対象の支店 埼玉県春日部市春日部一丁目1番1号
- (2) 移転先の所在場所 埼玉県所沢市所沢一丁目1番1号
- (3) 支店移転日 令和8年6月27日

【令和8年6月1日開催の株式会社マジカル取締役会における議事の概要】

第1号議案 株式無償割当ての件

次のとおり、当会社の株式無償割当てをすることが諮られ、出席取締役全員の一致をもって可決承認した。

(1) 株主に割り当てる株式の数の算定方法

当会社の株式1株につき、1株を割り当てる。なお、割り当てる株式は、全て新たに発行する。

(2) 効力発生日 令和8年6月19日

【令和8年6月29日開催の株式会社マジカルの臨時株主総会における議事の概要】

〔決議事項〕

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更をすることが諮られ、F及びHを除く出席株主全員の一致をもって可決承認された。

(下線部は変更部分)

現行	変更案
(機関) 第5条 当社は、<u>取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する。</u>	(機関) 第5条 当社は、監査役を置く。
(株式の譲渡制限) 第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。 2 前項の承認機関は、<u>取締役会</u>とする。	(株式の譲渡制限) 第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。 2 前項の承認機関は、<u>株主総会</u>とする。
(役員の員数) 第9条 当社の取締役は<u>3名以上5名以内</u>、監査役は1名以上2名以内とする。	(役員の員数) 第9条 当社の取締役は<u>1名以上</u>、監査役は1名以上2名以内とする。
(代表取締役の選定) 第11条 当社の代表取締役は、<u>取締役会又は株主総会</u>の決議により選定する。	(代表取締役の選定) 第11条 当社の代表取締役は、株主総会の決議により選定する。
(新設)	(監査役の会社に対する責任の免除に関する規定) 第12条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の決定によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は、毎年10月1
日から翌年9月30日までとする。

(事業年度)

第13条 当会社の事業年度は、毎年1月1
日から同年12月31日までとする。

第2号議案 取締役及び代表取締役の選任の件

次のとおり、取締役及び代表取締役を選任することが諮られ、F及びHを除く出席株主全員の一致をもって可決承認された。

取締役 E

茨城県下妻市下妻100番地

代表取締役 D

第3号議案 監査役の選任の件

次のとおり、監査役を選任することが諮られ、F及びHを除く出席株主全員の一致をもって可決承認された。

監査役 K

別紙14

【司法書士大塚さくらの聴取記録（令和8年7月2日）】

- 1 別紙11の取締役会には、取締役全員が出席し、当該取締役会の議事録に押印されている印鑑は、Dについては登記所に提出されている印鑑であり、その他の取締役全員については市町村に登録されていない印鑑である。
- 2 株主AからIに対する、令和8年4月20日付け株式会社マジカルの50株の譲渡につき、A及びIが共同で、同日、会社法所定の事項を記載した当該株式の譲渡承認請求書及び譲渡承認が得られることを停止条件とする株主名簿名義書換請求書を株式会社マジカルに送付し、同月21日に到達した。株式会社マジカルにおいて、当該株式の譲渡承認の決議は、別紙11のとおりであり、当該株式の譲渡承認をするか否かの決定に係る通知は、同年5月2日にA及びIに到達している。
- 3 株主FからHに対する、令和8年5月8日付け株式会社マジカルの80株の譲渡につき、F及びHが共同で、同日、会社法所定の事項を記載した当該株式の譲渡承認請求書及び譲渡承認が得られることを停止条件とする株主名簿名義書換請求書を株式会社マジカルに送付し、同月10日に到達したが、株式会社マジカルにおいて、当該株式の譲渡承認の決議は行われず、その承認をするか否かの決定に係る通知も行われなかった。なお、株式会社マジカルとF及びHとの間には、株式会社マジカルによる当該株式の譲渡承認をする旨の決定に関し、何ら合意は存在しない。
- 4 別紙12の取締役会には、取締役全員が出席し、当該取締役会の議事録に押印されている印鑑は、Dについては登記所に提出されている印鑑であり、その他の取締役全員については市町村に登録されていない印鑑である。
- 5 別紙13の株主総会には、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員のほか、取締役全員が出席し、当該株主総会の議事録に押印されている印鑑は、Dについては登記所に提出されている印鑑であり、その他の取締役全員については市町村に登録されていない印鑑である。
- 6 Eは、株式会社マジカルの子会社である株式会社ラジカルの監査役である。
- 7 Kは、株式会社マジカルの子会社である株式会社ロジカルの監査役である。

〔記入例〕

受験地 那 覇
 受験番号 9 9 9
 氏 名 民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は、
 下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受 験 地		受 験 番 号				氏 名	
那 覇		千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子	
十の位	一の位		9	9	9		
1	2						
①	①	①	①	①	①	(この欄記入不要)	
●	①	①	①	①	①		
	●	②	②	②	②		
	③	③	③	③	③		
	④	④	④	④	④		
	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥		
	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦		
	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧		
	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨		
		●	●	●	●		

試験区分	① ●
------	-----

受験地コード番号表

東 京 01	横 浜 02	さいたま 03	千 葉 04	静 岡 05
大 阪 06	京 都 07	神 戸 08	名古屋 09	広 島 10
福 岡 11	那 覇 12	仙 台 13	札 幌 14	高 松 15

【記述式答案用紙】

受 験 地
那 覇
受験番号
999
氏 名
民事 二子